（第９号様式）

大阪市成年後見制度後見人等報酬助成申請書

令和　　年　　月　　日

（提出先）大阪市　　　　区役所保健福祉課

　　次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成資格認定に関して、成年被後見人等の収入の状況等、必要な情報を関係機関において調査確認されることに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申 請 者 | 現在の居所 | 〒 |
| フリガナ |  | 電話番号 |
| 氏　名 |  |
| 生活保護受給の有無等 | □　有（　　　　　年　　月　　日～　）　□　無 |
| 代 理 人 | 住　所 | 〒 |
| フリガナ |  | 電話番号 |
| 氏　名 |  |
| 申請者との関係 | 成年後見人　・　　保佐人　　・　　補助人　 |
| 報酬付与の審判決定額 | 後見人等報酬　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

　　※添付を要する関係資料は、裏面参照

　（注）点線より下は記入しないでください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 起案年月日 | 令和　　・　 ・　　 | （担当）課長 | 課長代理 | 担当係長 | 担当係長 | 担当 |
| 決裁年月日 | 令和　　・　 ・　　 |  |  |  |  |  |
| 申請に基づき調査した結果、次のとおり決定します。 |

|  |
| --- |
| 該　当　　　　　・　　　　　非該当 |
| 助成対象期間 | 　　　年　　月　～ 　　　　　年　　月　（　　か月分） |
| 助成対象期間区分（該当の場合） | 令和　年　月　～　令和　年　月（　在宅　・　施設　）（種別：　　　　） |
| 令和　年　月　～　令和　年　月（　在宅　・　施設　）（種別：　　　　） |
| 令和　年　月　～　令和　年　月（　在宅　・　施設　）（種別：　　　　） |
| 令和　年　月　～　令和　年　月（　在宅　・　施設　）（種別：　　　　） |
|  種別欄に該当番号１～７を記入 | 在宅〔１：居宅　２：サービス付き高齢者向け住宅　３：グループホーム　　　　　　〕施設〔４：入院　５：特養　６：有老　７：その他(　　　　　　　 　　　　　　　)　〕 |
| （参考）・区分は各月の初日の状態による（上限月額　在宅28,000円　施設18,000円）・助成対象は家庭裁判所による報酬付与の対象期間のうち直近13月かつ１会計年度内13月（本人が死亡した場合は、直近24月かつ１会計年度内24月）を限度として行う |
| （参考）上限額　在宅28,000円×　　月分　施設18,000円×　　月分　 合計　　　　　 　　　 円 |
| 決定金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|  | 決定要件 | 経済状況 | □生活保護受給中　□生活保護に準じる　□その他（非該当）□預貯金等から捻出可能(生活保護受給中を含む)（非該当） |
| 申立人 | □大阪市長　　　　□その他の者（※）　□他の市区町村長（非該当） |
|  | 申立人が(※)の場合 | 後見人等 | □本人の配偶者又は親族以外　　　　□本人の配偶者又は親族（非該当） |
| 証の発行(介護・障がい) | □大阪市　　　□なし（ただし本市居住者）□他の市区町村（非該当） |
| 前回支給状況 | 対象期間 | 　　　年　　月　～ 　　　　　年　　月　（　　か月分） |

【添付資料】

□　①家庭裁判所が発行する報酬付与の審判決定通知書の写し（３か月以内の決定のもの）

□　②家庭裁判所が発行する後見等開始の審判決定通知書の写し

□　③報酬助成申請時の後見人等選任に至る経過がわかる後見人等選任審判決定通知書の写し

（交代等により②に記載の後見人等と報酬助成申請時の後見人等が異なる場合に必要）

□　④後見人等本人と確認できる証明書（顔写真入りのもの（専門職団体会員証等））の写し

□　⑤後見人等が家庭裁判所に提出した財産目録及び報酬付与申立事情説明書の写し

□　⑥報酬付与を求めた対象期間に本人面談をした月日の記録（任意の様式）

大阪市長以外の者（他の市区町村長を除く）が審判請求を行っている場合は、

併せて次の資料を添付すること。

□　⑦後見人等が専門職であることを証するものの写し（②又は④で確認できれば不要）

□　⑧大阪市発行の介護保険被保険者証又は障がい福祉サービス受給者証の写し（有効期限内のもの）

※他の市区町村から発行されている場合は報酬助成対象外

上記⑧のいずれの証も発行されていない（他の市区町村からの発行もない）場合は、

併せて次の資料を添付すること。

□　⑨大阪市の住民票の写し（３か月以内発行のもの）

報酬助成の決定にあたり、上記①～⑨の資料で情報（報酬付与の期間、申立者、

後見人等の就職の日、資産・収入等の状況、等）が不足する場合は、併せてその他必要な資料を添付すること。

□　⑩その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）